

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第5回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年7月17日（金） 10:00～10:57

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

梶川 融、國井 秀子、古賀 伸明、篠崎 悦子、篠塚 勝正、杉山 武彦、
高橋 温、田尻 嗣夫、野並 直文、山上 紀美子、吉野 直行、米澤 康博、
若杉 敬明 (以上13名)

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（郵政行政部長）、菊池 昌克（郵政行政部企画課長）、
高橋 文昭（郵便課長）、神山 敬次（信書便事業課長）、
大森 一頭（郵便課調査官）、
岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

- ① 郵便約款の変更の認可（電子郵便サービスの改善）【諮問第1021号】
- ② 郵便約款及び郵便業務管理規程の変更の認可（「特定封筒」の発行及び「交付記録」の新設）【諮問第1022号、第1023号】
- ③ 特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可【諮問第1024～1026号】 （非公開）

開 会

○田尻分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第5回会合を開催させていただきます。

本日は委員16名のうち、13名の委員の方がご出席のご予定で、現在まで12名ご出席されておられますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は情報通信行政・郵政行政審議会会議規則の規定によりまして、一部非公開で行わせていただきます。したがって、傍聴者の方々には非公開とする議題が始まる前にお知らせ申し上げますので、ご退出いただくことになります。あらかじめご了解いただきたいと存じます。

まず、審議に先立ちまして、先日総務省におきまして人事異動があったと伺っておりますので、総務省側から順にごあいさつをお願いしたいと存じます。

○吉良郵政行政部長 郵政行政部長の吉良でございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。今ありましたように、人事異動が今月14日にごございました、担当の課長の異動もございましたので、後ほどごあいさつ申し上げます。

田尻分科会長はじめ、委員の先生方には日ごろから郵政行政に深いご理解とご支援を賜りまして、ありがとうございます。この1年弱の間に郵政民営化に定める3年ごとの見直しの最初の期限を迎えたこととか、あるいはかんぽの宿をめぐる問題だとか、あるいは本分科会でも約款のご審議をいただきました低料第三種郵便の問題だとか、国会や報道で大きく取り上げられまして、郵政をめぐる問題については国民の注視するところとなっております。今後とも総務省としましては国民の目線に立った郵政行政に取り組んでまいりますので、引き続き先生方にはご指導のほどよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、担当課長から順にごあいさつさせていただきます。

○菊池郵政行政部企画課長 企画課の菊池と申します。郵便課からの異動になります。また引き続きご指導のほどよろしくお願いしたいと思います。

○高橋郵便課長 郵便課長の高橋と申します。内閣官房から異動してまいりました。ご審議、ご指導よろしく申し上げます。

○大森郵便課調査官 郵便課の調査官の大森でございます。総合通信基盤局からまいりました。今後ともご指導のほどよろしくお願いたします。

○神山信書便事業課長 信書便事業課長の神山でございます。引き続き信書便業務をやらせていただきます。よろしく申し上げます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、お手元の議事次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。本日の案件は、諮問事項3件でございます。

はじめに、諮問第1021号、郵便約款の変更の認可、これは電子郵便サービスの改善についてでございますが、まず総務省からご説明をお願いいたします。

○高橋郵便課長 郵便課長、高橋でございます。諮問の1021号についてご説明申し上げます。資料5-1でございますが、ホチキスどめの一番上の諮問書の束をどけていただきますと、A4横置き of 紙があると思いますので、便宜それで説明差し上げたいと存じます。郵便約款の変更の認可申請の概要及び審査結果と書いた紙でございます。

1ページ目でございますが、変更の認可申請の概要でございます。変更の趣旨は電子郵便がございまして、電子郵便はレタックス、コンピュータ郵便、ハイブリッドめーるという

3種類がございます。この3種類についてサービスの高度化及び料金の値下げを図ることによって利用者利便性を向上させるということと、取扱通数の増数化を図るものでございます。この電子郵便と申しますのは、通信などを使って郵便を高度化したサービスでございまして、1つはレタックス、コンピュータ郵便、ハイブリッドめーるでございしますが、そのうちレタックスにつきましては（2）変更の概要①に書いてございます。

まず1つ目の改善としまして、引き受け方法に現在の窓口の引き受けに加えてウェブ引き受け及び電話引き受けを追加ということでございます。現在のレタックスは窓口で紙を書いて出すとその紙をファクスであって先の郵便会社の支店まで送って、その支店で台紙に張りつけて配達という形をとっておりますが、窓口の引き受けだけではなくて、インターネットでそれを引き受けられるようにしようということが1点目でございます。2点目は、電話で引き受けられるようにもしよう、つまり、電話をかければどこどこにこういう文面のものを送って下さいとお願いすれば引き受けて配達してもらえろというサービスでございまして。

2つ目が出力台紙でございまして、今までは申し上げましたとおり、ファクスで支店間を送っていたものですから、ファクスのにじみ等で見にくくなるケースがございました。そういったものを解決するために、支店間で電子的な方法でデータを送ることによって受け取りの支店にプリンターを置いてそこで印字をすればきれいな字が出るということで、カラープリンターもあわせて整備をして、きれいな文面をお客様にお届けするというサービスでございまして。また、あわせて今までは2種類の価格帯しか台紙がございましたが、高級台紙を新設するというところでございます。

あわせて3つ目のポツでございまして、通信文の2枚目以降の料金を値下げするというところでございます。具体的には今まで通信文の追加の1枚は200円かかっていたところを100円にするということでございます。今までは、レタックスは慶弔用がほとんどでございまして、1枚を送るのみで2枚目以降のニーズはほとんどないのですが、これを引き下げることによってビジネスで使うような方にも少し利用を拡大していただければということもあると聞いております。

次に配達希望時間帯サービスの開始でございまして、日にち指定のサービスはしてはいたが、具体的には例えば午前、午後という形を中心に、配達時間帯まで指定できるようにしようということでございます。

最後が追跡サービスの開始でございまして、これは、いつ配達したかがウェブ上でわかるようにしようというサービスでございまして。

それによりまして、左側の四角に書いてありますものから右側の四角に書いてありますものにサービスが増えるまたは変更するというところでございます。ごらんのとおり窓口引き受け以外にウェブ引き受け、電話引き受けという2つが増えて、あとは右側の表が若干の値下げになっております。ウェブ引き受け、電話引き受けにつきましては、窓口で受け付けたりする事務がある程度軽減されますので、窓口引き受けよりは安めの料金設定になっております。これが1点目でございます。

2点目が②のハイブリッドめーるをコンピュータ郵便に統合ということでございます。ハイブリッドめーるとコンピュータ郵便は今別のサービスでございしますが、これをコンピュータ郵便の中にハイブリッドめーるを入れ込んで約款上位置づけたいということでございます。それにあわせて料金を値下げするというところでございます。

2ページ目でございますが、ハイブリッドめーる自身はもちろんなくなるわけではございませんで、そのままサービスはきちんとやっていくということでございます。左上にハイブリッドめーると書いてあるものが右側のコンピュータ郵便（ウェブ引き受け）になるということでございます。左下の（参考）コンピュータ郵便というのは、これまでどおり変わらずそのサービスとしてあるということでございます。ハイブリッドめーるとコンピュータ郵便は少し紛らわしい名称でございますが、まずコンピュータ郵便が先にできまして、これは何かと申しますと郵便会社の支店にあて先や通信文のデータを持ち込むと。データを持ち込むというのは電子媒体、例えば手軽なところでいけばフロッピーやCDであて先リストなどを持ち込んで支店でそれを印字して封入して送るといふ、ある意味で発送代行的な要素のあるサービスでございます。ハイブリッドめーるは、それをフロッピーやCD-Rで持ち込まなくても、インターネットであて先のリストを送れば、支店で印刷、印字して、封入して送るといふサービスでございます。その2つは類似のサービスですが、別々のサービスとして位置づけられておりました。今回ハイブリッドめーるのシステムが更改時期を迎えるなど老朽化が進んでいるということで、この際システム的にもコンピュータ郵便のシステムに統合する形でハイブリッドめーるを行おうと。あわせてその約款も整備して、1つのサービスにしていこうと。さらにそのコンピュータ郵便のほうを使っていくことによって、サービスの向上や料金の低下も図るといふものでございます。

まず1つ目は、ハイブリッドめーるからコンピュータ郵便（ウェブ引き受け）になることによりまして、料金が若干値下げになっております。まず基本料金は80円変わらないのですが、特殊料金、これは中に入れる紙に印刷したりする紙1枚ごとにかかるお金が白黒が1枚まで20円なのが15円になるということです。カラーが左側に120円と書いてありますが、60円になるということです。追加は白黒は変わりませんが、カラーが25円から50円と一見値上げのようになっておりますが、これは実は今までハイブリッドめーると申しますのは封筒の中に入れられる枚数が2枚だけということになっておりました。それは古い設備を使っているせいもあって、2枚という限界があったのですが、その2枚で計算をしますと特殊料金プラス追加1枚という120円、25円を足したものと、新しくウェブ引き受けになったときの特殊料金追加という60円、50円を足すと今までより値下げになっているということでございます。3枚、4枚は今までなかったサービスですので、これは新しいサービスとしてラインナップが増えたという形でございます。封入枚数の増加と若干の値下げをあわせて行いたいということでございます。

さらに③その他と書いてございますが、料金の支払い方法についても拡充しております。1つが電子郵便の支払い方法についてクレジットカード払いが可能となります。具体的には今までハイブリッドめーると電子内容証明郵便はクレジットカード払いができたのですが、それを新しくできたウェブ引き受けにおけるレタックスについても可能にすると。もちろんウェブ引き受けにおけるコンピュータ郵便は今までハイブリッドめーるでできたので、今までどおりできるようにするということでございます。イでございますが、電子内容証明郵便についても料金の引き下げを行うということでございます。ただこれは、電子内容証明郵便と申しますのはハイブリッドめーるに付加するサービスとしてあったもので、ハイブリッドめーるが引き下げになることによって電子内容証明郵便もその部分が下がるので全体として下がるという位置づけでございます。実施予定日は22年2月1日を予定しております。

3枚目以降は、審査結果でございます。審査結果につきましては申請書の外形的要件はすべて満たしておりますし、審査事項につきましてもすべて適とさせていただきます。基本的には審査の結果問題なしと判断しております。以上、よろしくお願いいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら何なりとご発言いただければと存じます。

○吉野委員 ご説明ありがとうございます。2つほど質問がございます。1つはレタックスのような商品は、わりあい価格弾力性が低いものなのかということです。例えば冠婚葬祭とかであれば、あまり価格弾力性がない気がします。こういう価格の値下げによって価格弾力性が高ければ収入が増えると思うのですけれども、今後の収益に対してどういう影響を予想されているのかというのが1つです。

それから2番目は価格を下げただけは非常にいいことだと思うのですが、これは新しいニーズを開拓するために下げられているのと、もう1つは他社が同じようなことをやっているの、それに対してさらに下げれば他社からの需要も見込めるという2つの面がある気がするのですけれども、その両方を目的とされているのかということの2点についてお願いします。

○高橋郵便課長 まず1つ目の価格弾力性のご話ですが、1つのサービスであれば、必ず出すときは出すという意味では委員がおっしゃるとおりかと存じます。一方、既にあるサービスとして例えばN T Tの電報がございまして、これは最近でもかなりの数のものが出ています。それ以外にも民間サービスとして類似のサービスが既に出ております。そういったサービスときちんとやっていくと考えるならば、サービスとしての魅力を高める一環として料金も入ってくるということがあると存じます。もう1つの話として慶弔以外も含めた考え方でございますが、まさに窓口引き受けの追加の1枚を200円から100円に下げるとするのは、慶弔で何枚も送る方もおられると思うのですけれども、どちらかというともう少し長めの文章で、ビジネスやプライベートで送る場合があるかと思しますので、そういうものもより多くの方に新しいサービスとして使っていただきたいということでこういう形にしていると聞いております。

○田尻分科会長 ほかに何かございませんでしょうか。

○古賀委員 今の話と関連するんですけれども、利用者にとっては、これはサービスが非常に向上することなんだろうと思うんですが、例えばこの種のことに対して会社そのものがどのぐらいの投資が必要なのかとか、今の吉野委員のご質問と関連するんですけれども、これからのこの事業の拡大の見込み、あるいは収益の改善とかに対して、もう少し具体的にお答えできないのかどうかという辺をお伺いいたします。

○高橋郵便課長 これを実施することによりまして、取扱数でございますが、2月からサービス改善開始を行ってから、66万通というところが、22年は336万通と見込んでおります。そういう形で推移しまして、平成25年までには351万通の取り扱い見込み数を確保できるのではないかと見込んでございます。窓口の取扱数、今窓口で受け付けているものは、ウェブはかなり便利なサービスと見込んでおりますのでその部分がかなり減っていくとは思いますが、逆にウェブサービスが今は全くないのですが、200万通強ぐらいには持っていきたいということです。収支については改善をしていくということを想定しております。大体平成25年度までには売上高を25億円、利益額は7.5億円で利益率30%と見込ん

でいるということでございます。

○田尻分科会長 よろしゅうございますか。それでは、特にご意見がないようでございますたら、諮問第1021号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにいたしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

次に諮問第1022号並びに1023号郵便約款及び郵便業務管理規程の変更の認可について審議いたします。これは特定封筒の発行及び交付記録の新設という案件でございますが、まず総務省から説明をお願いいたします。

○高橋郵便課長 ご説明申し上げます。諮問第1022号でございます。資料5-2でございます。郵便約款の変更の認可申請の概要及び審査結果というところをごらんください。1枚めくって1ページ目をごらんいただければと存じます。

概要でございますが、変更の趣旨につきましては、新しいサービスの創設ということになっております。考え方といたしましては、封筒一体型サービス。これは一定の重量を上限にして、定額料金で差し出しができるというサービスを創設するということでございます。それに1つはそういうサービスと、もう1つはそれに付加するサービスとして特殊取扱を新設するということでございます。具体的には特定封筒というものを、これは名称は後ほどわかりやすい愛称をつける予定と伺っておりますが、そういった特定封筒を発行して、その発行した特定封筒に詰め放題のサービスを行うということでございます。

具体的には、新サービスの具体的な内容というところの枠囲いのところでございます。まず今、既にエクスパック500というサービスがございますが、これは小包、いわゆる貨物として取り扱うサービスでございますが、同じように封筒型のものを売って、それを詰め放題といいますか、上限はあるわけですが、上限のもとで幾らでも詰めていいと。それで500円という形で差し出しできるサービスでございます。その信書版をつくろうということございまして、それを特定封筒という形で書かせていただいております。重量は4キロまでで厚さ3センチまでというものを、封筒を売ってその封筒を350円でお買い上げいただければ、その範囲内で詰め放題で詰めて郵便ポストに入れて届けるという形でございます。投函した後、配達の追跡を可能とするシステムとして考えております。左は受領印はいただかないのですが、配達をしたということを社員がきちんととどめておくという形にしております。右側が配達記録をきちんとつけるというものでございます。簡単に申し上げますればお客様に直接お届けして受領印をいただくというサービスでございます。左側が350円、右側の受領印をいただくものが500円という形のサービスになってございます。

次のページのイメージフローをごらんいただきたいのですが、350円特定封筒のみのほうは差出人がまず封筒を買って出していただいて、郵便局のポストないしは引受支店に出していただいて配達をして相手方の引受箱に投函するというものです。下のほうが右側だけ違っていて、受取人の方から受領印をいただいて配達日時を記録するというものです。もちろんおられないときは持ち戻りという形でもう1回伺うという形になっております。こういった信書版のエクスパック500的なサービスを新たにつくるという申請でございます。

審査結果でございますが、申請の形式要件はすべて具備しております。審査結果につきましても、4ページにございましておとりすべて適とさせていただきます。特段の間

題事項はなく認可が適切と考えてございます。以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

○高橋郵便課長 申しわけございません。5-3につきましてまとめて先にさせていただいたほうがわかりやすいかと思えます。

5-3も同じような書類のつくりになっておりまして、3部目の横紙をごらんください。郵便業務管理規程の変更の認可申請でございます。これは今申し上げましたものを行うためには郵便業務管理規程という業務管理規程も変更する必要があるので申請があったものでございます。概要でございますが、もともと業務管理規程には切手類についての規程がございます。切手は幾らのものを発行するといったものが書いてあるんですが、その中に例えば郵便書簡であるとかはがきとか航空書簡についても書いてございます。1ページの下の方に書いてあるとおりの表がございまして、特定封筒といいますのは郵便書簡類似というわけではないのですが、料額をあらわす証票と封筒が一緒になったものということで、それを新たに追加する必要がございまして、右下に特定封筒の料額印面ということで、先ほど申し上げた特定封筒のみは350円、特殊取扱つきは500円を追加するというところでございます。これらを合わせまして、サービスインは平成22年4月1日で予定しております。以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ございましたらどうぞ発言いただければと思います。

○吉野委員 2つほどございます。1つはこういうのは日本郵政公社であった段階では必ず総務省の認可が必要で、いろいろ政治的なことはあると思うんですけども、民営化後は一切こういうことなくいろいろやっていると理解してよろしいのでしょうか。それからまた民間の業者の方がいろいろな新しい商品を開発されるときには、特段にこちらの総務省に來なくて出せるという状況なのか。それが第1点でございます。

2点目は先ほどの信書便ですと、これは郵便事業株式会社しかできない商品なのでしょうか。それとも民間の方も同じような形でできるのでしょうか。その2点ですけれども。

○高橋郵便課長 まず1点目でございますが、貨物の場合はその貨物関係の規律が国土交通省所管の法律に基づいておりますので、貨物として運ぶ場合であればその規律が係ります。郵便についても、貨物としての規制も係るといえるものがございます。よって、自由と言えれば自由でございますけれども、そういったレベル・プレーイング・フィールド、同等の規制のもとでサービスが行われるという意味では貨物についてはそうでございます。ただこのエクスパック500はそうだったのですが、今回の新しくつくるサービスは信書として行いますので、もちろん貨物としても規律は係ってくるわけでございますが、信書としての規律も係ってございます。こちらは郵便法でございますが、ただそれ以外の方がやるのであれば、信書便法の規律のもとで行うという形になるかと存じます。

○神山信書便事業課長 2点目について、補足でございますけれども、特定信書便には1号役務、2号役務、3号役務がございまして、1号役務は大きくて重いもの、重さ4キログラム超、長さ、幅及び厚さの3辺の合計が90センチ超でございます。特定封筒は重さは4キログラムまで、大きさの上限も90センチ以下と聞いておりますので、そういう意味では1号役務には該当しない、民間ではできないのかなと思えます。ただ2号役務、3時間以内

で送達するとか、あるいは3号役務の、料金の額が1,000円超になるもので許可を取得している信書便事業者であれば、こういった工夫はできるのかなと理解しております。

○田尻分科会長 よろしゅうございますか。

○古賀委員 この新サービスについては、とりたてて問題ないのではないかと思います。関連して、この分科会でもたしか一時期話題になったかもしれませんが、このエクスパックを使用しての振り込め詐欺的なことが発生しているということがございました。したがって、そのようなことがないように手も打ってこられたのではないかと思いますし、現状としてそのあたりのことをどう状況認識をされているか、また今後それらのことを撲滅するためにどのような取り組みを実際にされているか。そのあたりについて、今日段階の状況がおわかりであれば少しご報告をいただきたいと思います。

○高橋郵便課長 エクスパック500のいわゆる振り込め詐欺的なものについては非常によくはないということで対策を講じるというお話をさせていただきたいと思います。まずエクスパック500自身はあの話が起こってから、まず現金同封を禁止するというのを封筒に非常にわかりやすく、見やすい形で書かせていただくという対策を講じております。もちろんホームページとかそちらでエクスパックのところを見ると現金は同封できませんと明確に書かせていただいているということでございます。プラスその販売時、必ず封筒を販売するので、その販売時における声かけをしっかりとさせていただくということで、これはもうすべてやらせていただくと。その後できる限り、警察が振り込め詐欺にご用心といったようなビラとかチラシをつくっていますので、それもできる限り販売時に一緒にお渡しする形で対策をとらせていただいております。今度新しくできるものもサービスとしては確かに類似の部分はございますので、同じような封筒にきちんと印字をして見やすい形にするといったことをやっていきたいと思います。いろいろな新手のものが出てきて、なかなか私たちごっここの部分はありますが、少なくともそういった地道な努力をやってもらいたいと思いますし、それによってどのぐらい対策ができたかということはお指摘のとおり引き続き注視して、必要があればさらにどうすればいいかということも考えていきたいと考えております。

○古賀委員 ありがとうございます。

○篠塚委員 すみません。単純な質問なのですが、交付記録つきの場合の不在時というのがいろいろなケースであるのですが、お届けして不在時の確率はまずどのぐらいあるものなのでしょうか。

○高橋郵便課長 少々お待ちください。

○篠塚委員 結局交付記録つきの場合は、かかった時間と不在によってさらなる工数、コストがかかるので、それに対する値段が150円じゃないかと思うんですけども、十分データ的に見合うものであるのかどうかお教えいただきたいと思います。

○菊池郵政行政部企画課長 私から少し説明させていただきますけれども、郵便会社は配達にかかる費用ということで、持ち戻りの費用も含めて全部ABCで分計しておりますので、それに基づきまして1通当たり大体何回往復するのかと。例えば1.8回とかいうものをもとにしてコスト計算をしておりますので、今回の150円はそれを勘案した形で料金を設定していると聞いております。

○篠塚委員 おそらくそうだと思うのですが、どのぐらいか常識的にわからないので、毎回

こういう会議で不在時のケースが出ますけれども、どのぐらいの数値を頭にデータとして入れておいたらいいのかと思ひまして。

○菊池郵政行政部企画課長 それは、多分会社のほうにありますので、次回までに調べてまたお知らせするという形にしたいと思ひます。

○篠塚委員 よろしくお願ひいたします。

○田尻分科会長 ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。ほかにご意見が特にないようでございましたら、諮問第1022号並びに1023号につきましては諮問のとおり認可することが適當である旨、答申することにいたしたいと思ひますがよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように答申することにさせていただきます。

それでは、次の議題に移らせていただきますが、次の審議事項は、議事規則第9条第1項ただし書きの規定によりまして、非公開とさせていただきます。恐れ入りますが、ここで傍聴者の方々は本会議室からご退出をお願いいたします。

(傍聴者退室)

それでは、諮問第1024号から1026号、特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可につきまして、まず総務省からご説明をお願いいたします。

○神山信書便事業課長 お手元の資料5-4、5-5、5-6でございませうが、5-4を、何枚かめくっていただきますと横長の資料が出てきますので、それで従来どおりご説明させていただきますたいと思ひます。横長の資料の1ページ目の裏側でございませう。資料5-5、資料5-6は同じ申請者が約款及び管理規程を認可したいということですが、約款、管理規程は各申請者が記載例に沿って申請してきておりますので、そちらの説明は省略させていただきます、資料5-4の横長の資料でご説明させていただきますたいと思ひます。

横長の資料の1ページ目、申請の概要というところでございます。新たな許可申請者は5者でございます。それから、2号役務の提供区域を拡大したいという事業計画の変更の業者が1者の合計6者でございます。申請の概要を1番目から説明させていただきます。順番は北からですが、北海道の札幌市にあります北ガスサービス株式会社。これは北海道ガスの子会社でございまして、主な事業は都市ガスの検針ですとか料金回収等を行っている事業者でございます。こちらにつきましては、1号役務、大きくて重いサービスあるいは2号役務の3時間以内に送達するサービスを提供したいということでございます。■■■■と料金回収に携わる金融機関との間の巡回便を受注するということを見込んで、今回許可をとりたいたいということでございます。

2番目でございます。総合警備保障株式会社、本社所在地は東京都港区でございます。いわゆるALSOKというところですが、警備業でたしか業界2位だったと思ひますけれども、その方が信書便事業に参入したいということでございます。資本金は186億円強でございます。提供したいサービスは1号役務と3号役務、3号役務は料金の額が1,000円超というものでございませう。この両方の役務で申請してきております。1号役務についていいますと、得意先の金融機関の本社及び支社等を巡回して■■■■とあわせて信書も集配したいと伺っております。後で出てきますが、提供区域は東京23区内でやっていきたいというこ

とでございます。それから3号役務のほうは、主に電報の類似サービスをやっていきたくいと伺っております。■■■■とは別で、機械の警備に携わる方が本業の空き時間を利用して、電報に類似したサービスを提供していきたくいということでございます。

3番のだて高速運輸有限会社、本社所在地は広島県三次市でございます。こちらは貨物運送業をしておりまして、お客様のニーズにあわせて信書も運んでいきたくいということでございます。

4番の株式会社アクティ、本社所在地は広島県呉市でございます。主な事業としてはビルメンテナンスをしておりますが、他にもペットショップですとか、軽貨物運送等をやっております。現在■■■■に係る食堂の清掃などのビルメンテナンスを主にやっているところですが、■■■■の信書の巡回便を受注したいということをお願いしております。

5番目は田口軽運送、こちらは個人事業主でございます。田口正一さんという方が貨物運送業をやっているのですが、地元企業に密着した配送ということで、貨物だけではなく信書も一緒に運んでいきたくいということで申請してきております。

それぞれの事業開始予定日は一番右にございますが、早いところで8月1日。ALSOKでは少し時間がかかるということで、来年の1月1日を予定している次第です。

2ページで事業計画の変更でございますが、有限会社クーリエという会社でございます。これは平成19年4月に許可をしているのですが、自転車便、2号役務の早いサービスということで許可をしておりますが、変更後の提供区域を見ていただければおわかりになりますが、世田谷区等の一部地域についても3時間で走れるということで少し提供区域を拡大したいということで事業計画の変更認可が出てきております。

2番の、引受け及び配達の内容が明確に定められているかということですが、引受けにつきましては営業所で引き受ける、巡回先で引き受ける、あるいは指定の場所で引き受ける等々で申請してきておりまして、配達につきましては差出人の指図により対面交付等の配達をするということで明確に定められてございます。

次に、3ページ、4ページ目でございます。1番の北ガスサービスですが、巡回は先ほども申しましたが、金融機関等を回るということで、1日1回■■コースということで、■■名■■台でやっていきたくいことです。行政庁への届出は貨物軽自動車運送事業の届出を既に行っているということです。

ALSOKにつきましては、1号役務は、金融機関の本社及び支社等の巡回■■コースを考えており、■■■■と一緒にやるのですが、■■■■は■■名の方が乗車するというので、■■名で■■台、車両はすべて■■■■だと伺っております。それから3号役務、電報類似のサービスにつきましては、とりあえずは3大都市圏におきまして、顧客のニーズにあわせて利用見込みを立てながらやっていきたくいと伺っております。こちらは■■■■ではございません。先ほど申しましたように、今は、機械の警備を担当する方■■■■名が原動機付きのバイクで作業をしているのですが、その方々が■■■■でやっていきます。ただ本業に支障のない範囲で信書便業務を行うこととしており、それを補うため配送業務の一部を委託してやっていきたくいということでございます。

それから、だて高速運輸、アクティ、田口軽運送、クーリエについてはそれぞれお客様のニーズにあわせて需要調査をして取扱見込通数を算出等して申請をしてきております。4番

のアクティにつきましては[]との契約を見込んで[]コースの巡回コースを[]名で[]台ということで申請してきている次第です。

次のページですが、2号役務、3時間以内に送達するもので申請してきておりますのが北ガスサービスとアクティとクーリエでございます。北ガスサービスは提供区域が札幌市内ということで収まると、アクティも呉市内ということで、これも3時間以内に収まると、クーリエにつきましても自転車ということなのですが、引受時間等も含めても3時間以内に収まるということで適当と考えてございます。

事業収支の見積もりですが、これは委員限りということですが、それぞれ収入、支出の見込み等を算出させていただいております。例としまして、ALSOKの場合でも、信書便収入につきましては微々たる額でございます。全体の利益から見れば[]%にも満たないようなところでございますが、やっていきたいということです。収入につきましては受託の見込額等を直課しておりますし、支出につきましては作業時間比率あるいは収入比率等により、これまでの申請業者と同じような形で配賦している次第であります。

次に、だて高速運輸、アクティ、田口軽運送、クーリエ、こちらにつきましては1つ1つの説明は省略させていただきますが、それぞれ収入については利用見込額を直課し、支出については直課できるところは直課する、それ以外のところは作業時間比率なり収入比率により配賦していくということで算出しております。

次のページ、6番の資金計画でございます。当初、資金がきちんと用立てできるかということでございます。それぞれ前回と違いまして[]の会社はございません。純資産の額はプラスでございます。ALSOKは[]円という純資産がございます。事業開始の資金を調達できるかということなのですが、1つだけコメントさせていただきますと、4番のアクティは、ビルメンテナンスや、最近はペットショップ等を行っているのですが、[]円の純資産でございます。これは1ページにございますが、アクティの資本金は[]円でございますので、純資産が[]円ということで、[]でございますが、ここ二、三年は[]と伺っておりまして、数年前に[]を導入しましたが、[]ようで、そのしこりが少し残っていると伺っております。ただ最近[]等で[]きておりまして、大丈夫ですということです。信書便の利用者には不利益は与えませんということでございます。

事業開始に要する資金はそれぞれ車両を購入せねばいけないところは購入いたします。総合警備保障で言えば、[]をしております。車にしても原付のバイクにしても[]ですので、その[]料等がちゃんと賄えるかどうか、あるいは人件費が賄えるか。アクティで例えば地代家賃[]円とありますが、これは駐車場の賃借料等だそうですが、そういったものが賄えるかということですが、[]できると伺っております。田口軽運送にしても個人事業主ですが、純資産は、現預金ということで[]円現預金がありまして、燃料費等の[]円を[]で賄えるということでございますので、個人事業主の方も既に10件許可しているのですが、これらの事業者と同様に、田口軽運送については問題ないと判断しております。事務局としては、許可等5件、変更認可1件について適正だろうということでお諮りしたいと思います。

それから、参考資料ですが、何枚かめくっていただきまして縦長の資料に今度はなります

が、9ページのところでございます。今日、牛尾委員がいらっしゃいませんが、前回たしか牛尾委員から、信書便だけをやっている事業者はあまりないだろうということで、主にどんな業種の会社が参入しているのか教えてほしいということで、9ページの下の方に主要な業種別の参入事業者内訳を載せました。今回5社入りますので全体で289者あるんですが、その中で圧倒的に多いのが貨物運送業をメインでやっていらっしゃるということで、今回も2件追加されるということです。それから次に多いのが警備業ということで、ALSOKグループは親会社が今回参入します。ALSOKの子会社の方、北陸警備とか愛媛警備だっと思いますが、既に入っておりますので、そういった■■■■と一緒運ぶという形のもものが8件あります。そのほか障害者福祉事業、電気通信業、ビルメンテナンス業等々、いろいろなところがメインの事業に加えて信書便事業をやっていききたいということでもあります。下欄の※印に289者のうち個人事業者は11者と書いてありますが、今回の田口軽運送を入れて11者ということでもあります。株式会社形式は何社かというのはここに書いてありませんが、大体この289のうちの約8割強が会社形式と認めていただければと思います。以上でございます。

○田尻分科会長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をいただければと思います。

○篠塚委員 意見ではないのですが、今回クーリエがどうのこうのということを申し上げたいのではございません。ただ、自転車で物を配っている方々というのは、僕は交通ルールを守っていない方が多いと感じています。車に乗っていると、交差点で、あるときは歩行者のような顔をしたり、あるときは自転車のような顔をして、平気で信号の変わり目に移動しているというのはすごく気になります。それが重大な事故につながる可能性があるのではないかと思いますので、クーリエがどうのこうのではないのですが、ぜひ、何かの機会にご指導いただかないといけないかと思います。大体後ろに荷物をつけている自転車は非常に気になりますので、何かの機会にぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○神山信書便事業課長 わかりました。私どもも定期の検査等ございますので、その際にちゃんと法令を遵守しているかについても引き続き指導して参ります。4ページにございますように、道路交通法令遵守義務が事業計画に記載されていることは確認しているのですが、実際にやはり定期的に事業者に見える機会を通じて指導していくことが大切であると思います。クーリエについては、新宿、世田谷の一部を少し追加するのですが、追加する区域自体は非常に小さいですし、法令を遵守して実測していますので、問題は無いかと思っております。

○田尻分科会長 吉野委員、どうぞ。

○吉野委員 関連なんですけれども、事後的なモニタリングと申しますか、それはきちんとやられているのではないかと思いますけれども、それと同時に苦情のようなものを受け付けるような体制があるのかどうか。モニタリングと同時に、いろいろ問題が起こったときにこちらから言えるような体制をお願いしていただきたいと思ひます。

○神山信書便事業課長 私ども本省のみならず、総合通信局などの地方局に信書便監理官がおりまして、そこからこういった申請等も上がってくるのですが、そこが窓口になって事業者モニタリングのみならず利用者の苦情等を受け付ける窓口になっております。また、営業案内用のパンフレット等を配布するごとに、こういった地方の監理官がおりますということ

は一般人に周知している次第でございます。少し話は変わりますけれども、例えば新型のインフルエンザで、また今度冬に何かがあるとき等に、信書便事業者に対しどういった対応、体制でやるべきかということについても、各監理官を通して十分に指導していきたいと思っております。

○田尻分科会長 篠崎委員。

○篠崎委員 説明ではなかったのですが、10ページからの参考2のところでは現在の参入状況があるのですけれども、削られているところは廃業したところですね。

○神山信書便事業課長 そうです。

○篠崎委員 大体廃業なさるのはどういった理由があつてなさっているのですか。

○神山信書便事業課長 これまで事業を廃止した事業者は15者程度ありますが、信書便事業というよりは、本業の貨物業等が立ち行かなくなったとか、あるいは社長さんの体調が悪くなったとかといったような個別の理由が多かったと思います。

○篠崎委員 ではこの事業で何か不都合が起きたということではないわけですか。

○神山信書便事業課長 そういうことは利用者からも聞こえてきておりません。ただ、やはり前回も言ったかもしれませんが、注意しなくてはいけないのは年間契約ベースでやっているものについては、途中でサービスを提供できなくなると大きな問題ですので、検査等の際には指導するようにしています。個別でお客様に1個1個配達しているのは、個別に運べばそれで業務が終わりますので、ご迷惑をかけないのかなと思います。他方、やはり本業が債務超過等で立ち行くのか立ち行かないとか、それで信書便事業に影響が出てくるということではできるだけ事前に避けたいという考えでございます。

○田尻分科会長 ほかに何かご意見ございませんか。それでは、諮問第1024号から1026号につきましては、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにいたしたいと存じますがよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それではそのように答申することといたします。

以上で本日の予定されております議題は終了いたしました。せっかくの機会でございますので、もし委員の皆様から何かご発言ございましたらお伺いしたいと存じます。よろしゅうございますか。それでは、事務局から何かございますか。

○神山信書便事業課長 1点だけ参考までにご報告させていただきたいと思っております。

お手元の資料の、電報類似サービスの受付用への115番の使用についてという題名の紙でございます。諮問事項ではございませんが参考として情報提供させていただきたいと思っております。特定信書便役務の中で、先ほどもございましたが、サービスの一つに電報類似サービスというのがございますが、これまで特定信書便役務、電報類似サービスは受け付ける際にはインターネットで受け付けるとか、電話だとフリーダイヤル等で受け付けをしていたのですが、今回結果として言えば、115番を使用させていただけるということでご報告させていただきます。115番につきましては、これまではNTT東西の電報の受付用のみに使用されていたところではございまして、NTT電報は、平成19年度の取扱いは1,772万通でございます。これに対して片や特定信書便につきまして言いますと、現在12者が電報類似サービスを提供しておりまして、ここに書いておりませんが年間で12者で合計■■■■通、■■■■円と、細々とやっている次第でございます。それで115番が一つの有力な受け付けを

する武器になるだろうということで、信書便事業者からも要望等がありまして、これに対して、総務省の中では総合通信基盤局がこの115番の担当なのですが、昨年4月から検討会を開催いたしまして、その検討結果として、電報と遜色のないサービス、受付時間、配達時間、配達地域で提供できる等の、特定信書便事業者のクオリティーがNTT電報と同様であれば、115番を使用することは問題ないだろうという結論を得ました。3でございますが電気通信番号規則関係の告示に特定信書便事業者も115番を使えますよという追加改正をしたという次第でございます。

1枚めくっていただきますと、イメージ図がございますが、上が現在NTTにしても、ソフトバンク、KDDIにしても結局は今まで115番を利用の方が発するとNTT電報につながっていたのですが、これが、改正後については、NTTから発信するとそのままNTT電報に行くのですが、それ以外の例えばソフトバンク、KDDI等が特定信書便事業者と提携すると仮定すれば、115番はそのまま特定信書便事業者につながって、遜色ないサービスができるという前提のもとですが、やっていくこともできるということでございます。特定信書便事業者としては、値段面、サービス面等で付加価値の高いものを当然前提として提供していくことになるかと思えます。参考までにご報告させていただきました。

○高橋郵便課長 先ほど篠塚委員からご質問があった件でございますが、不在持ち戻りの割合でございますが、郵便事業会社にただいま確認いたしましたところ、約20%ということでございます。よろしくお願いいたします。

○篠塚委員 ありがとうございます。

○田尻分科会長 ただいまご説明いただきました件で何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議はこれをもって終了させていただきます。なお、次回の日程につきましては、別途確定次第事務局からご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって閉会とさせていただきます。この後私のほうで記者クラブでブリーフィングをさせていただきますので、ご了解いただきたいと存じます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会